

介護支援専門員の資格管理について（平成 22 年度版）

介護支援専門員の資格について、平成 18 年 4 月より、有効期間が定められた登録制度が設けられました。有効期間の更新には、所定の研修の受講 更新申請が必須です。更新申請を行わず、介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第 69 条の 39 第 3 項の規定により、介護支援専門員の登録を削除（取消し）となります。従事する介護支援専門員の資格管理（有効期間の把握・証の携行の指導等）に努め、有効期間の更新ができていない介護支援専門員に業務に従事させることのないよう、下記の点に十分ご留意願います。

岡山県で発行された旧登録証（A4判と携帯用の2種、写真なし）の有効期間満了日

登録年月日 1	有効期間満了日 2	更新研修（初回）受講年度
平成 17 年 3 月 11 日	平成 23 年 3 月 11 日	平成 22 年度
平成 18 年 3 月 23 日	平成 23 年 3 月 23 日	平成 22 年度

登録年月日（1）が上記より以前の介護支援専門員

- ・更新申請に基づき、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）を交付済み。
- ・旧登録証は、県に返納。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、必ず介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。
旧登録証しか持っていない = 更新していない = 介護支援専門員として配置不可
（業務についた場合は、登録消除の対象になる・・・介護保険法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号）

登録年月日（1）が上記の介護支援専門員

- ・平成 22 年度実務従事者向け更新研修（平成 22 年 6 月～9 月に開催）、平成 22 年度実務未経験者向け更新研修（平成 23 年 1 月～3 月（現在開催中））、平成 18 年度以降の専門研修課程、を修了した者は、有効期間満了日（2）までに必ず更新申請を行う。

平成 22 年 2 月～3 月中に、介護支援専門員を新規雇用、変更する際には、更新に係る研修を受講しているか、交付申請しているか、必ず確認すること。

研修未受講・未修了（更新できない） 有効期間満了後は介護支援専門員として配置不可
介護支援専門員証の交付（予定）

- ・実務従事者向け更新研修又は、専門研修課程 ・ 修了者・・・平成 23 年 2 月末
- ・実務未経験者向け更新研修修了者・・・平成 23 年 3 月末

（すぐに業務に従事予定の者へは 3 月上旬の交付）

介護支援専門員証交付後は、介護支援専門員証の有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

平成 18 年 4 月 1 日以降、岡山県で登録された介護支援専門員

登録年月日	有効期間満了日	更新研修（初回）受講年度
平成 18 年 4 月 1 日以降	介護支援専門員証に記載	有効期間満了日の 1 年前の日付が属する年度

- ・介護支援専門員として配置するためには、登録とは別に介護支援専門員証の交付を受けていることが必要。登録を受けているだけでは、介護支援専門員業務に従事できない。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

登録のみを受けている者の場合、介護支援専門員証の交付申請を行うよう指示すること。

（申請から交付までに 1 ヶ月要する。）

更新に係る研修を未受講・未修了で、有効期間満了日を経過した 介護支援専門員

- ・再研修（年 1 回 1 月～3 月に開催）を修了した後、介護支援専門員証の交付を受ければ、介護支援専門員として配置可能となる。

他の都道府県で登録されている介護支援専門員

- ・旧登録証の有効期間満了日は、岡山県で登録されている者と異なる。
（有効期間満了日が不明な場合は、登録先の都道府県に照会が必要。）
- ・資格に関する各種届出・申請は、登録先の都道府県に行くことになる。
（岡山県で更新研修、専門研修課程、を受講していても、更新申請は登録先の都道府県に行く。）
- ・岡山県内の事業所で介護支援専門員として配置されている（配置予定含む）場合は、岡山県への登録の移転が可能。

2 回目以降の有効期間の更新をするためには

介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事又は従事していた経験があり、かつ初回更新時に専門研修課程、または、実務従事者向け更新研修を修了した者

有効期間満了日の 1 年前の日付が属する年度に専門研修課程を受講すること。

介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事または従事していた経験はあるが、初回更新時に未経験者向け更新研修を修了した者

有効期間満了日の 1 年前の日付が属する年度に実務従事者向け更新研修を受講すること。

介護支援専門員証の有効期間満了までに実務経験の無い者

有効期間満了日の 1 年前の日付が属する年度に実務未経験者向け更新研修を受講すること。